

## 議案第16号

富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例を廃止する条例の制定について

富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例（令和6年条例第23号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例を廃止する条例

富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例（令和6年条例第23号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（富士見市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 富士見市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表21の2の項を削る。